

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF) 役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟の役員の報酬等に関する必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 定款第24条に定めるとおり、報酬等は常勤の専務理事のみに支給することとし、非常勤の理事及び監事に対しては支給しない。

(報酬等の額)

第3条 常勤の専務理事の報酬は、一人当たり年額3,600,000円を超えない範囲での支給とし、会員総会で決定する。

(支給方法)

第4条 報酬は毎月26日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い営業日)に支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(日割計算)

第5条 新たに常勤の専務理事になった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の専務理事が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤の専務理事が死亡により退職した場合にはその日までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項及び第3項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外の時は、その報酬額は、その月の総日数から日曜日、土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規程は、2015年(平成27年)9月28日から施行する。